

公 示 日 : 2024 年 12 月 11 日

調達管理番号 : 24a00854

国 名 : パラオ

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名 : パラオ国水産業開発マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定
調査（環境社会配慮）

適用される契約約款 :

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 環境社会配慮
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 2 月中旬から 2025 年 4 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.07 人月
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	17 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2024 年 12 月 25 日（水）（12 時まで）
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 10 月追記版）」の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 1 月 10 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種業務
対象国及び類似地域	大洋州および全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

パラオは日本の真南、沖縄から約 2 千キロの距離に位置する総面積 488 平方キロメートルの小島嶼国である。ロックアイランドと呼ばれる無人島を含め、大小約 200 の島々で構成されており、603,978 平方キロメートルに及ぶ広大な排他的経済水域（以下、EEZ）を有している。総人口はわずか 18,050 人（2022 年、世界銀行）であり、一人当たりの GNI は 13,420US\$（2021 年、世界銀行）と高所得国グループに属しているが、米国からの資金援助に依存した公的セクター主体の経済構造となっている。主要な産業は観光業のみであり、周辺海域は回遊魚のかつお・まぐろの好漁場ではあるものの水産業は発達していないため、水産物の国内流通は限定的であり、ホテル、レストランでは輸入水産物を利用しているケースもある（食料の 9 割は輸入）。

こうした状況を受け、パラオの Blue Prosperity 計画では、同国の沖合漁業を通じた国内産業化を支援するための戦略的開発計画とインフラ投資の必要性が謳われている。また、同国の開発計画では、気候変動の影響を調査分析する研究能力強化や、養殖業と漁業のサプライチェーン構築に必要なインフラへの投資や、民間企業の融資への制度改善の必要性を指摘している。

2020 年 1 月に同国は、排他的経済水域の海洋環境保護及び適切な海洋資源の管理を目的とした「国家海洋保護区法：Palau National Marine Sanctuary (PNMS)」を施行するなど同域内の環境保護に努めつつも、周辺海域の水産資源を持続的に利用し沖合漁業を振興することが課題となっている。

2024 年に開催された第 10 回太平洋・島サミットにおいて我が国政府は、パラオへの中長期にわたる水産業振興への協力を表明し、これを受け、同国より、沖合漁業振興を図るための漁港インフラ整備・運営、同漁業を通じた国内産業化と輸出振興に向けた関係者の人材育成、観光業を含む他産業とも連携し経済社会便益を生み出す持続可能な水産開発振興に向けた開発計画策定の要請があったものである。今回実施する詳細計画策定調査は、本事業実施に係る計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理し、本プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

なお、環境社会配慮に関して、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) (以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という) に基づき、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務 (2025 年 2 月中旬)

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② 本業務の遂行にあたって必要なパラオ国側関係機関に対する質問票 (案) (英文) を作成する。なお、質問票を事前にパラオ国側に配布する場合には、JICA 経済開発部と相談の上、JICA パラオ事務所を通じて配付する。
- ③ 案件概要表案 (和文) や PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案のうち、担当分野に関連する部分について検討する。
- ④ JICA による対処方針案 (和文) の作成に協力する。
- ⑤ JICA 経済開発部が企画する団内勉強会や対処方針会議等のオンライン会議に参加し、協議結果の取りまとめに協力する。

(2) 現地業務 (2025 年 2 月下旬～2025 年 3 月中旬)

- ① JICA パラオ事務所との打合せに参加する。
- ② パラオ国側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、整理、分析を行うと共にヒアリング議事録を作成する。
- ④ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布) (以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という) に基づき、以下の調査を実施する¹。

ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概

¹ これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。

要の調査

- イ) 環境影響評価（EIA）制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要、情報公開の要件・手順を含む環境社会配慮に係るパラオにおける法律、規定、制度等の調査
- ウ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案の作成
- エ) 環境社会配慮に関して相手国政府との具体的な作業分担、連携、調整等の方法の協議、とりまとめ
- オ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（案）（英文）の作成。
- カ) 候補サイトであるガッパン漁港を視察し、環境社会配慮に係る課題等を調査・分析する。

プロジェクトの活動に係る協議に参加し、パラオ側からの意見について、担当分野の観点からコメントし、事業目的に沿った詳細計画の検討及び協議を支援する。

- ⑤ 調査結果に基づき、担当分野に係る本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容について担当分野に係る R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。担当分野に係る現地調査結果を JICA パラオ事務所、日本大使館等に報告する。

（3） 整理業務（2025 年 3 月下旬～4 月下旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 案件概要表（案）（和文）の作成に協力する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び環境社会配慮調査結果（英文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1） 業務完了報告書

2025 年 4 月 30 日（水）までに JICA 経済開発部へ提出する。

次の①～③を参考資料として添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 環境社会配慮 TOR(案)、環境社会配慮調査結果(英文)
- ③ 調査における面談議事録・収集資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2025年2月25日から2025年3月13日までを予定しています。本業務従事者は、JICA調査団員に先行して現地調査の開始し、また評価分析団員と同日程での現地業務を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下を予定しています。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 水産セクター開発（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 環境社会配慮（本コンサルタント）
- オ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAパラオ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり

- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 団員の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（英文/和訳付き）

- ・ パラオに対する水産分野の無償資金協力報告書は次のとおり

[パラオ共和国漁村開発計画基本設計調査報告書](#)

[パラオ共和国小規模漁業振興計画基本設計調査報告書](#)

[パラオ共和国 北部地域小規模漁業振興計画基本設計調査報告書](#)

[パラオ共和国北部漁村施設整備計画基本設計調査報告書](#)

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パラオ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240>

[308.html](#)

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上